



カナダが国際会計基準への 移行案を発表

制度調査部
齋藤 純

公開企業を対象に 2011 年にも移行

【要約】

カナダ会計基準審議会(AcSB)は、カナダにおける今後の会計基準のあり方をまとめた「長期計画案」を公表した。長期計画案は、カナダの公開企業が適用すべき会計基準を、5年間の経過期間後に、国際会計基準に移行する方針を打ち出している。

長期計画案に対しては、2005年7月31日までパブリック・コメントを募集することとなっているが、計画案通りに進めば、2011年4月にも国際会計基準に移行することとなる。

2005年4月5日、カナダ会計基準審議会(AcSB)は、2006年から2011年までのカナダの会計基準の採るべき方向性を示す「長期計画案」(Future Directions Draft Strategic Plan)を発表した。この中で、AcSBは、カナダ国内の公開企業が適用すべき会計基準を、5年間の経過期間後に、国際会計基準に移行させるとの方針を盛り込んでいる。これを受けて、IASB(国際会計基準審議会)のトゥイーディ議長は、カナダの決定を歓迎するとのコメントを発表した。長期計画案に対しては、2005年7月31日までパブリック・コメントを募集する。

国際会計基準は、EUやオーストラリア、ニュージーランドで採用が決定しており、EUとオーストラリアでは、2005年から適用を開始している(ニュージーランドでは2007年から)。

中でもEUにおいては、2005年からEUで資金調達を行うEU域内企業に対して、国際会計基準の適用を義務付けるとともに、2007年からはEU域外企業にも国際会計基準又はこれと同等の会計基準により財務諸表を作成することを義務付けることとしている。これに伴い、現在EUでは、EU域外の国の会計基準が国際会計基準と同等であるかを判定する“同等性評価”プロジェクトを進めており、その中でカナダは、日本及び米国とともに、同等性評価の対象国の一つとなっていた¹。

長期計画案(Future Directions Draft Strategic Plan)の概要

AcSBが発表した計画案では、カナダ国内の企業を、公開企業、非公開企業、非営利組織に区分し、それぞれ異なる方針を採用していくこととしている。このうち、公開企業が適用すべき会計基準は、5年間の経過期間後、国際会計基準に移行する予定とされている。これにより公開企業は、カナダの会計基準により財務諸表を作成することは認められなくなる。

長期計画案では、2011年4月を国際会計基準への移行予定日としているが、計画開始後2年から2年半後に、計画の進行状況を検証した上で、国際会計基準への最終的な移行時期を決定することと

¹ 国際会計基準との同等性評価については、次の制度調査部情報を参照。

- ・ 齋藤 純「日本の会計基準は国際会計基準と同等か？ EUで進む第三国GAAPの同等性評価プロジェクト」2004年11月18日
- ・ 齋藤 純「会計基準の同等性評価への金融庁等のコメント EUで進む第三国GAAPの同等性評価プロジェクト」2005年1月5日

している。

なお、長期計画案では、米国会計基準の国際会計基準との代替性を認めており、国際会計基準への移行後も、公開企業が米国会計基準に基づいて財務諸表を作成することは認められる予定である。

非公開企業には国際会計基準の適用を強制せず、原則として、非公開企業向けに用意されるカナダ独自の会計基準(Canadian GAAP)の適用が求められる(非公開企業が国際会計基準を利用することは妨げられないが、米国基準を利用することは認められない予定)。

< 長期計画の作成及び実施に関するスケジュール案 >

2005年7月31日	長期計画案に対するコメントの提出期限
9月	カナダ会計基準審議会によるコメントの検討
10月	カナダ会計基準監督委員会(AcSoc)によるコメントの検討
2005年11月 - 2006年1月	カナダ会計基準審議会による長期計画案の再検討
2006年2月	カナダ会計基準監督委員会による最終計画案の審議
3月	カナダ会計基準審議会での長期計画(確定版)の承認
4月1日	策定された長期計画の開始
4月 - 6月	国際会計基準との調和に向けた会計基準の改正に関する詳細な行動計画の整備及び公表
7月	新会計基準の整備の開始
2008年4 - 9月	チェックポイント・レビュー(長期計画の進行状況を検証)
2011年4月1日	公開企業の国際会計基準への移行予定日

(出所)カナダ会計基準審議会資料より作成